

# 国の税制改正により

## 平成18年度から 住民税が変わりました。



### ◎すべての納税義務者を対象とする改正

- 1 定率減税額の見直し  
定率による減税額が、所得割の15%（上限4万円）から7.5%（上限2万円）に変更されました。
- 2 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止  
均等割の納税義務を負う夫と同一区内で生計を一にする妻については、経過措置が終わりませんでしたので、均等割4,500円が全額課税されることになりました。

### ◎65歳以上の方を対象とする改正

- 1 65歳以上の方に適用される公的年金等控除額が変更になりました。このことにより、前年と同じ公的年金収入額でも、所得は増額となります。
- 2 老年者控除（48万円）が廃止されました。
- 3 65歳以上の方の合計所得125万円以下の方に対する非課税措置がなくなりました。
- 4 税制改正により新たに課税される方については、経過措置（税額の減額措置）の適用がある場合があります。

○これらの改正により、昨年度まで住民税のかからなかった方が、課税になったり、昨年度まで扶養にとれていた方が、とれなくなったりする場合があります。

### 国民健康保険税も変わります。

介護納付金賦課額にかかる限度額が「8万円」から「9万円」に見直されることになりました。

#### 吾北地区に

#### 歯科診療所開設

吾北地区に歯科診療所が開設されました。

診療時間等については、次のとおりです。

名称 片岡歯科

所在地 上八川土居

（吾北総合支所東隣）

診療時間 9時～18時

（木曜は9時～13時）

休診日 日曜・祝日・木曜午後

☎ 8 6 7 - 3 8 3 8

#### 町長祝辞

長い間歯科診療所のなかった吾北地区において、このたび、いの町出身の片岡義晶先生が、上八川土居の吾北総合支所横に「片岡歯科」を開設されました。

むし歯等の治療はもとより、健康づくりや介護予防の面においても口腔ケアの重要性が認められています。

このような時期に、地域住民の要望の強かった歯科診療所が開設されることは、町としても、大変喜ばしいことです。

今後は、本川地区も含め、

地域の歯科診療の拠点として、ご活躍されることを心からご祈念申し上げます。

#### 「梅のもぎ採り体験」

#### 参加者募集

日時

6月11日(日)

9時30分集合・受付

10時梅園へ出発 雨天実施

集合場所

グリーンパークほどの森

林生態学習館

内容

「南光」シロカガ「鶯宿」の3種類、約500本の梅園へ入り、必要量の梅を採取後計量し、1kg200円で購入していただきます。

その他

① 雨具、虫除け用品などを持参してください。また、履物は長靴又は運動靴を着用してください。

② もぎ採った「梅」を入れる袋も各自持参してください。

申込締切

6月7日(水)

申込先

吾北総合支所地域振興課

☎ 8 6 7 - 2 3 1 4